

# 新温泉町下水道事業経営戦略

団 体 名	新温泉町
事 業 名	コミュニティ・プラント事業
策 定 日	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度(22年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成28年4月1日 一部適用
処理区域内人口密度	七釜・新市処理区 40.91人/ha 久斗処理区 10.48人/ha 塩山処理区 37.58人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	3区(七釜・新市処理区、久斗処理区、塩山処理区)		
処 理 場 数	3箇所(七釜・新市浄化センター、久斗浄化センター、塩山浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	地理的・社会的条件に応じて、最適化を検討します。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	浜坂地域 人数制 基本使用料 : 2,500円 1人当たり : 500円	温泉地域 基本使用料 10㎡まで : 1,500円 超過使用料 10㎡を超え30㎡まで : 1㎡につき160円 30㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき180円 100㎡を超えるもの : 1㎡につき200円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	浜坂地域 基本使用料 : 2,500円 超過使用料 1㎡を超え30㎡まで : 1㎡につき100円 30㎡を超え50㎡まで : 1㎡につき120円 50㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき150円 100㎡を超え300㎡まで : 1㎡につき180円 300㎡を超え500㎡まで : 1㎡につき210円 500㎡を超えるもの : 1㎡につき240円	温泉地域 基本使用料 10㎡まで : 1,500円 超過使用料 10㎡を超え30㎡まで : 1㎡につき160円 30㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき180円 100㎡を超えるもの : 1㎡につき200円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	浜坂地域 基本使用料 : 2,500円 超過使用料 1㎡を超え30㎡まで : 1㎡につき100円 30㎡を超え50㎡まで : 1㎡につき120円 50㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき150円 100㎡を超え300㎡まで : 1㎡につき180円 300㎡を超え500㎡まで : 1㎡につき210円 500㎡を超えるもの : 1㎡につき240円	温泉地域 基本使用料 10㎡まで : 1,500円 超過使用料 10㎡を超え30㎡まで : 1㎡につき160円 30㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき180円 100㎡を超えるもの : 1㎡につき200円	
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,720 円 平成26年度 4,860 円 平成27年度 4,860 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,371 円 平成26年度 3,395 円 平成27年度 3,260 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在11人で、水道事業（簡易水道事業含む）、浜坂温泉配湯事業、七釜温泉配湯事業、下水道事業、合併浄化槽整備事業を兼務にて実施しています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に7人、浜坂温泉配湯事業に1人、下水道事業に3人を置いている状況です。
事業運営組織	平成17年度に新温泉町に合併した際は水道課、下水道課、産業建設課で事業実施していましたが、H19年度に2課(水道課、下水道課)を統合し上下水道課、産業建設課となりました。統合時の職員給与費の予算措置については、15人(水道9人、下水道6人)でありましたが業務委託の実施を行いつつ職員給与費の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、汚泥収集運搬業務を一部民間業者に委託しています。今後全ての施設を民間業者に委託します。 施設維持管理業務は、長期契約(3年間)により施設運営経費の削減に努めてきています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定ですので、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続していく予定ですので、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	H27年度、公共下水道事業等で太陽光パネル発電を検討しましたが、費用対効果が得られないと判断したことから未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う、収益が確保できるか不明なこと、また、今現在、建設改良費、企業債元利償還費が多額に上ることから未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

H28年度に策定した、平成27年度決算「経営比較分析表」の中に、コミプラ事業はありませんので、今後早急に作成していきます。
---

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられております。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいります。また、平成28年度から公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

### ○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図ってまいります。

### ○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化に努めます。また、収入の確保のため使用料の未収金解消に努めると共に、国や企業債の資金を活用していきます。

使用料に係る検針事務業務委託を継続し、徴収・窓口事務の軽減を図り、使用料の収納率向上を図っていきます。

### ○水洗化の促進

水域の水質保全のため、リフォーム補助金制度を活用し下水道未接続者への周知に努めてまいります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

現在の収支計画については、減価償却費相当分の収支赤字が発生している状況であります。資金繰りに対しての影響は直近では少ないと判断していますが、今後、施設改修等の計画をしていく上で、赤字解消に努める必要があります。

コンプラ事業については、合併浄化槽取扱いの為 一般会計の取扱いを、下水道事業会計に含めた経緯があり、今後は、一般会計からの経営補助金を平成30年度より検討するとともに、赤字解消に向けたコスト削減に努めてまいります。

投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度											
	本年	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度		
1. 営業	15,405	15,191	15,145	15,142	15,152	15,417	15,402	15,386	15,371	15,356		
(A) 収入	15,887	15,191	15,145	15,142	15,152	15,417	15,402	15,386	15,371	15,356		
(B) 支出	300											
2. 営業外	23,229	19,888	49,889	46,576	44,358	43,918	40,707	8,911	8,911	8,911		
(1) 補助	33,305	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000					
(2) 補助	33,305	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000					
(3) 補助	19,888	19,887	19,888	16,575	14,357	13,917	10,706	8,910	8,910	8,910		
(4) 補助	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
(5) 補助	49,843	35,079	65,034	61,718	59,510	59,335	56,109	24,297	24,282	24,267		
(6) 補助	11,337	66,052	66,118	57,738	51,844	50,986	42,788	38,163	38,238	38,305		
3. 職員												
(1) 給与												
(2) 経費	13,099	14,786	14,855	14,950	15,003	15,351	15,418	15,418	15,483	15,560		
(3) 減価償却	4,496	4,907	4,907	4,907	4,915	5,005	5,005	5,005	5,005	5,005		
(4) 修繕費	961	2,317	2,386	2,386	2,390	2,507	2,507	2,507	2,582	2,582		
(5) 雑費	7,642	7,562	7,562	7,657	7,698	7,839	7,806	7,806	7,906	7,973		
(6) 外債	51,266	51,266	51,263	42,788	36,841	35,635	27,370	22,745	22,745	22,745		
(7) 利息	386											
(8) 私	28											
(9) その他	358											
4. 経常	11,794	66,052	66,118	57,738	51,844	50,986	42,788	38,163	38,238	38,305		
(A)-(B)	38,049	30,973	30,973	3,980	7,666	8,349	13,321	13,866	13,956	14,038		
(C)-(D)	57,816	30,973	30,973	54,351	46,685	46,685	25,015	38,681	52,837	66,875		
(E)												
(F)												
(G)	157											
(H)	157											
(I)	38,049	30,973	30,973	3,980	7,666	8,349	13,321	13,866	13,956	14,038		
(J)	57,816	30,973	30,973	54,351	46,685	46,685	25,015	38,681	52,837	66,875		
(K)												
(L)												
(M)												
(N)												
(O)												
(P)												
(Q)												
(R)												
(S)												
(T)												
(U)												
(V)												
(W)												
(X)												
(Y)												
(Z)												
累積欠損金比率	$\frac{(A)-(B)}{(A)+(B)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額												
営業収益一変託工事収益	15,405	15,191	15,145	15,142	15,152	15,417	15,402	15,386	15,371	15,356		
地方財政法による												
健全化法施行令第16条により算定した金額												
健全化法施行令第6条に規定する額												
健全化法施行令第17条により算定した額												
健全化法第22条により算定した額												

単位:千円、%

投資・財政計画  
(収支計画)

コミュニティ・プラント事業

(単位:千円)

区分	年度											
	26年度 (決算)	27年度 [決算]	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
資本的収入												
1. 企業費平準化債												
2. うち資本平準化債												
3. 他会計補助金												
4. 他会計負担金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金												
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金												
9. その他												
計 (A)												
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
計 (B)												
純計 (A)-(B) (C)												
1. 建設改良費												
2. うち職員給与費												
3. 企業償還金	57,176	34,933	4,279									
4. 他会計長期借入返還金												
5. その他												
計 (D)	57,176	34,933	4,279									
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	57,176	34,933	4,279									
補填財源												
1. 損益動定留保資金												
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他	57,176	34,933	4,279									
計 (F)	57,176	34,933	4,279									
補填財源不足額 (E)-(F) (G)												
他会計借入金残高 (H)	39,212	4,279										
企業債残高 (H)												
補填財源残高 (H)												
他会計繰入金	13,994	12,763	3,340									
計	13,994	12,763	3,340									
26年度 (決算)	13,994	12,763	3,340									
27年度 [決算]	44,285	33,305	3,340									
本年度	44,285	33,305	3,340									
29年度	74,478	33,305	3,340									
30年度	104,628	33,305	3,340									
31年度	134,695	33,305	3,340									
32年度	164,680	33,305	3,340									
33年度	164,649	33,305	3,340									
34年度	164,528	33,305	3,340									
35年度	164,325	33,305	3,340									

区分	年度											
	26年度 (決算)	27年度 [決算]	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分												
うち基準内繰入金	55,644	33,305	3,340									
うち基準外繰入金	55,644	33,305	3,340									
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計	55,644	33,305	3,340									

(単位:千円)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項  
補助事業に関しては未計画により早期の計画策定を検討します。  
○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
補助事業に関しては、対応可能な補助事業がないため、計画しておりません。国の動向を注視しながら検討します。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項  
一般会計からの繰入を極力減らすため、適確な使用料収納を計画しております。  
○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
人口減少により今後の使用料収入増は困難ですが、収納率の向上及び水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画しております。また、消費税増税に伴う改定を含み4～5年おきに使用料の改定を計画しております。  
○企業債に関する事項  
平成28年度で企業債償還は完済しました。建設改良費については対応可能な補助事業がないため、計画しておりません。  
○繰入金に関する事項  
繰入金については、平成30年度より計画していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○動力費に関する事項  
処理水量の増加の割合と、それに伴う経費増の割合がかならずしも一致しないことから、平成28年度は決算見込ベースで算定し、以降は過去5年間の平均を加味し算出しました。  
○修繕費に関する事項  
平成28年度は決算見込ベースで算定し、以降は過去5年間の平均を加味し費用を算出しました。  
○委託費に関する事項  
平成28年度は決算見込ベースで算定し、長期契約(3年間)の継続を加味し費用を算出しました。  
○その他  
平成31年10月 予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合や処理区域の見直しなどの費用対効果について検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	補助事業に関しては未計画により、国の動向を注視しながら検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の発行可能額が減少すると見込まれることから、4～5年おきに料金改定を検討する必要があると考えます。
資産活用による収入増加の取組について	事業の運転資金確保のため、基金は、企業会計へ移行する前年度の平成27年度に廃止しました。企業債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では、基金への積立を行うことは困難であります。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設維持管理業務、汚泥収集運搬業務を一部民間業者に委託しています。今後全ての施設を民間業者に委託します。特に施設維持管理業務は、長期契約(3年間)により施設運営経費の削減に努めてまいります。
職員給与費に関する事項	職員給与費は計画しておりません。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討してまいります。
薬品費に関する事項	従来から、近隣市町を含めた、単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでおりますが、より安価な購入方法が可能か検討してまいります。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、長期契約(3年間)により施設経費の削減、効率化に努めてまいります。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	--